

表1 主要国の民間サービス貿易(2004年)

順位	主要輸出国	価額 (10億ドル)	%	主要輸入国	価額 (10億ドル)	%
1	アメリカ	319.3	15.2	アメリカ	259.0	12.5
2	イギリス	169.2	8.1	ドイツ	190.8	9.2
3	ドイツ	126.1	6.0	イギリス	134.7	6.5
4	フランス	108.4	5.2	日本	133.6	6.4
5	日本	93.8	4.5	フランス	94.5	4.5
6	イタリア	84.6	4.0	イタリア	79.6	3.8
7	スペイン	84.2	4.0	オランダ	72.4	3.5
8	オランダ	72.4	3.4	中国	69.7	3.4
9	中国	58.9	2.8	アイルランド	58.2	2.8
10	香港	54.0	2.6	カナダ	55.9	2.7
11	ベルギー	49.5	2.4	スペイン	53.3	2.6
12	オーストリア	47.2	2.2	韓国	49.6	2.4
13	カナダ	46.9	2.2	ベルギー	48.4	2.3
14	アイルランド	46.2	2.2	オーストリア	48.0	2.3
15	韓国	39.7	1.9	インド	37.9	1.8
16	スウェーデン	37.8	1.8	シンガポール	36.2	1.7
17	デンマーク	37.5	1.8	デンマーク	34.3	1.6
18	スイス	37.1	1.8	ロシア	33.5	1.6
19	シンガポール	36.6	1.7	スウェーデン	33.2	1.6
20	ルクセンブルグ	33.4	1.6	台湾	29.9	1.4
	小計	1582.8	75.4	小計	1552.7	74.6
	全世界	2100.0	100.0	全世界	2080.0	100.0

出所)WTO.

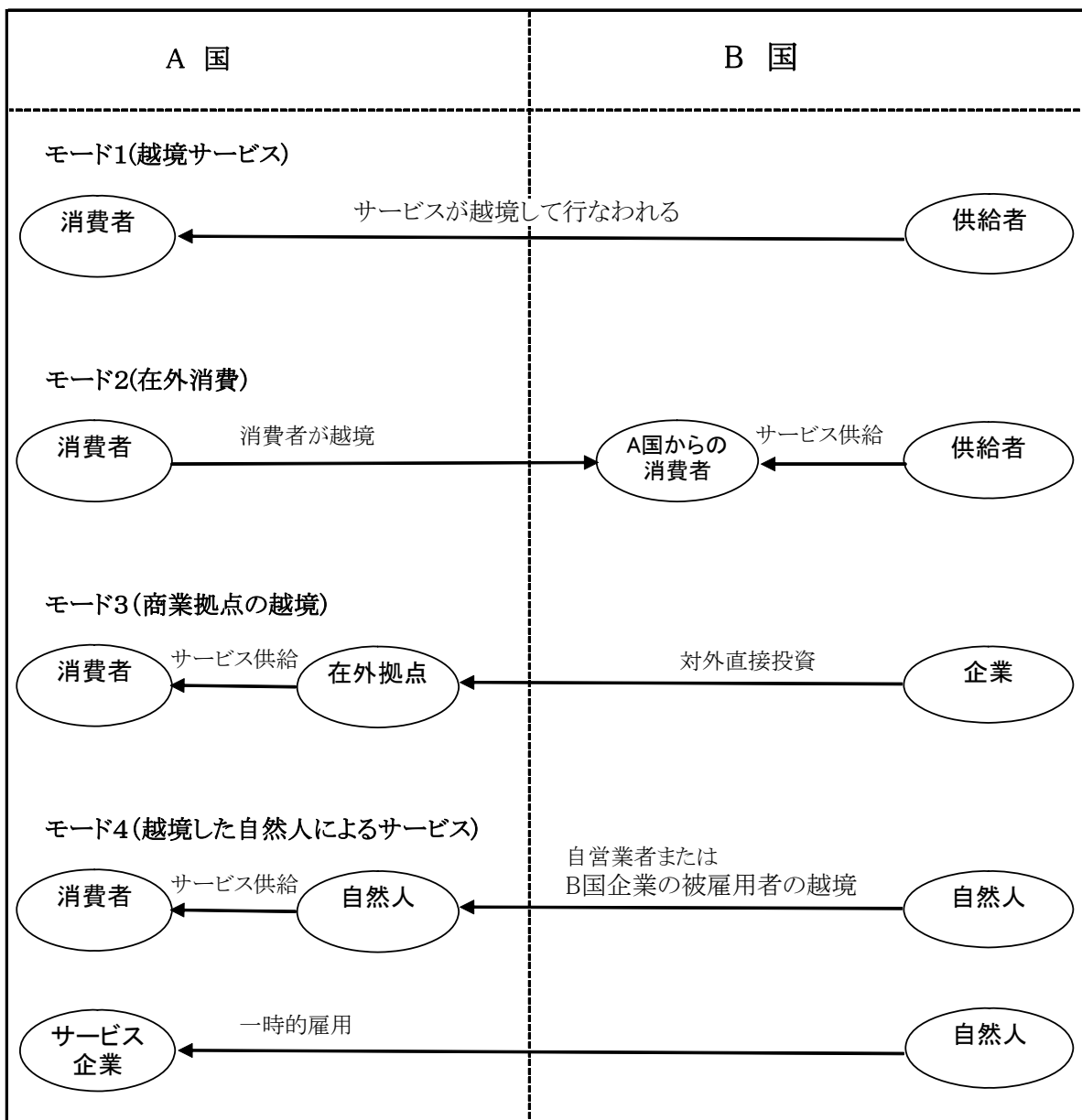
表2 GATTにおける多角的通商交渉

交渉ラウンド名	期間	参加国数	関税削減達成率	備考
ジュネーブ	1947	23		
アヌシー	1949	13		
トーキー	1951	38		
ジュネーブ	1956	26		
ディロン・ラウンド	1960-61	26		
ケネディ・ラウンド	1964-67	62	35	反ダンピング協定の署名
東京ラウンド	1973-79	99	33	関税及び非関税障壁の検討。政府調達、ダンピング、補助金、製品規格、関税評価、などに関する〈選択的〉規約。
ウルグアイラウンド	1986-93	125	40	関税及び非関税所障壁の検討。農業、サービス、知的所有権、などの新しい分野の導入。紛争処理の強化。WTOの設立。

注)達成された関税削減は、工業製品に関して主要な先進工業諸国が合意したものである。最初の5つの交渉において達成された関税削減率は、推定値である。関税は、GATTが設立された時の平均値約40%から東京ラウンドの開始前までには7%へと削減された。

出所) *Economic Report of the President, USGPO, 1995, p.205.*

図1 サービス貿易の4つのモード



注)供給者と消費者は、法人と個人を含む。

出所) United Nations, European Commission, International Monetary Fund, Organization for Economic Co-operation and Development, United Nations Conference on Trade and Development, World Trade Organization, *Manual on Statistical Trade in Services*, 2002, p.23.

表3 モード別のサービス貿易(単位:10億ドル、%)

	1985年		1997年		2002年	
	価額	%	価額	%	価額	%
モード1	270	28.4	890	41.0	1,000	28.2
モード2	120	12.6	430	19.8	500	14.1
モード3	550	57.9	820	37.8	2,000	56.3
モード4	10	1.1	30	1.4	50	1.4
合計	950	100.0	2170	100.0	3550	100.0

注)モード1は、世界の民間サービス輸出から旅行を除いた額。モード3は、在外業務拠点の付加価値額、ただし2002年の数値は在外業務拠点の売上高。モード4は、在外出向者の報酬。

出所)Karsenty,Guy,“Assesing Trade in Services by Mode of Supply,” in Sauv e,Pierre and Robert M.Stern(ed.), *GATS 2000:New Directions in Services Trade Liberalization*,The Brookings Institution*Washigton,DC,2000.

表4 日本のサービス貿易の約束表

(ビジネスサービスのうちのコンピュータ関連サービスの例)

(2005年6月提出。初期オファーの改訂版)

分野	市場アクセスの条件	内国民待遇の条件	追加的約束
B 電子計算機及び関連のサービス<航空運送のためのコンピュータ予約システムのサービスを除く。 641,842,843,844,845,849)	(1)制限しない。 (2)制限しない。 (3)制限しない。 (4)各分野に共通の約束における記載のほか、約束しない	(1)制限しない。 (2)制限しない。 (3)制限しない。 (4)各分野に共通の約束における記載のほか、約束しない	

注)(1)は、越境サービス、(2)は消費者の在外サービス、(3)は在外業務拠点を通じるサービス供給、(4)は自然人を通じるサービス提供。サービス貿易の4つのモードに対応。

出所)外務省のインターネットのホームページ。